

安城農業PR動画コンテスト 募集要項

1 趣旨

動画制作を通じて、安城市の農業の魅力を発掘・発見し、発信するため、安城市の農業PR動画を募集しコンテストを開催します。優秀な作品には賞を贈り、安城市公式ウェブサイトやインターネット動画共有サイト「You Tube」への掲載、アンフォーレ及びJAあいち中央ファーマーズマーケット「でんまあと」等のモニターを使って発信する他、各種イベント等で幅広く活用する予定です。

2 募集内容

「安城市の農業」の魅力を発信することができる動画を幅広く募集します。「安城市で農業をしてみたい」や「安城市の農産物は素晴らしい」等、発信する具体的なメッセージは何でも構いません。

3 募集期間

平成30年8月1日（水）～平成30年12月31日（月）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

※持参の場合は、平成30年12月28日（金）の午後5時15分まで

4 応募資格

個人、団体、プロ、アマを問わず、安城市の農業をPRしていただける意欲のある人。

※20歳未満の方は親権者の承諾が必要です。

5 作品規格

- (1) 作品時間：原則15秒以上3分以内（3分を超える場合は要相談）
- (2) 表現方法（アニメーション、実写、写真スライド、CG等）は問わない
- (3) 応募者が制作したオリジナル作品で、他のコンテスト等に応募していないものに限る
- (4) ファイル拡張子 mov、wmv、mpg（mpeg）、avi のいずれか（You Tubeにアップロード可能なファイル形式）
- (5) 画像比率 16：9
- (6) 解像度 幅1280×縦720ピクセル以上
- (7) 作品に使用する映像（BGMを含む）は、著作権処理が必要ないもの又は必要な処理手続きが済んだものを使用すること

6 応募について

(1) 応募方法

動画データを収めたDVD等の記録媒体と応募用紙を併せて郵送又は持参してください。

< 郵送（持参）先 >

〒446-8501

愛知県安城市桜町18番23号（郵送の場合は住所記載不要）

安城市食育・農業プロモーション映像制作委員会 事務局

【安城市役所 農務課 農政係 内（窓口No. 69）】

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日及び祝休日を除く）

(2) 注意事項

ア 提出された応募用紙及びDVD等は返却しません。

イ 応募にかかる費用は、応募者の負担となります。

ウ 郵送中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故等による障害によりデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、安城市食育・農業プロモーション映像制作委員会（以下、主催者）は一切の責任を負いません。

7 選考方法

(1) 予備審査

(2) 本審査

主催者による予備審査で選考した作品について、有識者等で構成する審査会にて本審査を行い、グランプリ、準グランプリ及び特別賞を決定します。各受賞者には、賞金（総額15万円）の他、副賞として地元農産物を使った加工品を贈呈します。

なお、作品の応募状況等によって、予備審査は行わない場合があります。

8 審査基準

(1) 安城市の農業の魅力を最大限に引き出せているか（伝え方、わかりやすさ、目の付け所等）

(2) 「安城市で農業をしてみたい」又は「安城市の農産物は素晴らしい」等のメッセージを感じられるものであるか（構成力、表現力等）

(3) 動画をみる人を引き込む工夫がされているか（面白さ、インパクト、オリジナリティ等）

9 結果発表

審査結果については、平成31年1～2月頃にアンフォーレ内で行う結果発表・授賞セレモニーの場で発表する予定です。

1 0 受賞作品の活用

安城市公式ウェブサイトやインターネット動画共有サイト「You Tube」への掲載、アンフォーレ及びJAあいち中央ファーマーズマーケット「でんまあと」等のモニターを使って発信する他、各種イベント等で幅広く活用します。

1 1 その他注意事項

(1) 受賞作品の著作権は安城市、JAあいち中央及び応募者に帰属します。安城市及びJAあいち中央は、無償で作品を公式ウェブサイトやフェイスブック等を用いて配信する他、テレビ放映、その他イベント等におけるPR目的で活用させていただきます。また、活用する際には、安城市又はJAあいち中央が再編集する場合があります。

なお、受賞作品以外の応募された作品についての著作権は、応募者に帰属することとします。

(2) 映像に関しては、第三者の肖像権、プライバシーの権利を侵害することのないように注意してください。万一、応募作品に関して第三者の権利の侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、主催者は一切対応しません。

(3) 応募作品に使用する映像（BGMを含む）は、著作権処理が必要ないもの又は必要な処理手続きが済んだものを使用してください。

(4) 製作にかかる一切の費用は自己負担でお願いします。また、主催者は、カメラ・編集機等の貸し出し等を行いません。

(5) 応募作品は未発表の作品に限ります。また、法律やルールを守って撮影してください。

(6) 次の作品は審査対象外とします。

ア 暴力的・差別的・卑猥な表現、犯罪を助長する等公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの

イ 政治目的、宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝・勧誘を意図するもの

ウ 個人、企業、団体等を中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの

エ 他者の肖像権やプライバシー、財産等を侵害するもの

オ その他コンテストの趣旨にふさわしくない表現が含まれているもの

カ 虚偽の内容にもかかわらず事実として誤認させたり、錯誤を与えたりするもの

(7) 作品が受賞対象となった場合、応募者の氏名を報道機関等に発表します。なお、氏名の非公表を希望の場合は、応募用紙にハンドルネームを併せて記入してください。

1 2 問い合わせ先

安城市食育・農業プロモーション映像制作委員会 事務局

(安城市役所 農務課 農政係)

電話番号：(0566) 71-2233